

# 吸収合併に関する事後開示書面

2021年1月6日

株式会社ガイアックス

2021年1月6日

株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 上田 祐司

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2020年11月20日付けで株式会社Tadaku（以下「Tadaku」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2021年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Tadakuを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年1月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

#### (1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求

Tadakuは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の買取請求

Tadakuは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの買取請求について、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

Tadakuは、会社法第787条第3項の規定に基づき、2020年12月11日付で吸収合併消滅会社の新株予約権の新株予約権者に対し、本吸収合併をする旨の通知を行いました。同条第1項の規定による請求をした新株予約権者はありませんでした。

#### (4) 債権者の異議

Tadakuは、2020年11月27日付の官報において債権者に公告を行うとともに、2020年11月25日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

#### (1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、本吸収合併をやめることの請求に係る手続について、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、2020年11月27日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました  
が、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承  
継しました。
5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面  
別紙のとおりです。
6. 会社法921条の変更の登記をした日  
2021年1月14日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以 上

(別紙)

## 吸収合併に関する事前開示書面

2020年11月24日

株式会社ガイアックス

2020年11月24日

株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 上田 祐司

## 吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2020年11月20日付けで株式会社Tadaku（以下、「Tadaku」）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2021年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Tadakuを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第794条及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりであります。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子関係にあることから本吸収合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行いません。

#### 3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社のTadakuは、効力発生日の前日までにTadakuの発行する未行使の新株予約権のすべてをその発行要項の規定に従い無償で取得した上で消却するため、吸収合併存続会社である当社は、本吸収合併に際してTadakuの新株予約権者に対してTadakuの新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付は行いません。

#### 4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度のTadakuの計算書類等は、別紙2のとおりであります。

##### (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



## 合併契約書

株式会社ガイアックス（以下「甲」という。）及び株式会社 Tadaki（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

### 第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社ガイアックス

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社 Tadaki

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

### 第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年1月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

### 第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

1. 甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、乙の発行する未行使の新株予約権をすべてその発行要項の規定に従って無償で取得した上で消却するため、甲は、本合併に際して、乙の新株予約権者に対して乙の新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

### 第5条（資本金及び準備金）

本合併により増加する甲の資本金等の額は、次のとおりとする。

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 資本金   | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

### 第6条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
2. 乙は、同第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

第9条（従業員の引継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、(1)本契約締結日から効力発生日までの期間に、合併のために必要な許認可若しくは合併に伴って必要となる第三者の同意が得られなかったとき、又は (2)本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年11月20日

甲： 東京都千代田区平河町二丁目5番3号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役 上田 祐司



乙： 東京都千代田区平河町二丁目5番8号  
株式会社Tadaku  
代表取締役 須佐 宇司



# 決算報告書

(第 5 期)

自 2019年 1月 1日  
至 2019年 12月 31日

株式会社 TadaKu

東京都千代田区平河町2-5-3

Nagatacho GRiD

# 貸借対照表

2019年 12月 31日 現在

株式会社 TadaKu

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【</b> 27,330,152 <b>】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【</b> 87,370,969 <b>】</b>
現金及び預金	23,479,186	未払金	78,951,089
売掛金	3,481,295	未払法人税等	70,000
前払費用	79,000	預り金	8,349,880
未収入金	290,671	<b>【固定負債】</b>	<b>【</b> 165,000,000 <b>】</b>
		関係会社長期借入金	165,000,000
		負債合計	252,370,969
		純資産の部	
		科 目	金 額
		<b>【株主資本】</b>	<b>【</b> △225,040,817 <b>】</b>
		資本金	3,500,000
		<b>【利益剰余金】</b>	<b>【</b> △228,540,817 <b>】</b>
		(その他利益剰余金)	( △228,540,817 )
		繰越利益剰余金	△228,540,817
		純資産合計	△225,040,817
資産合計	27,330,152	負債純資産合計	27,330,152

# 損益計算書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社 Tadaku

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上	9,276,227	
売上高合計		9,276,227
【売上原価】		
原価	65,463	65,463
売上総利益		9,210,764
【販売費及び一般管理費】		26,287,523
営業利益		△17,076,759
【営業外収益】		
受取利息	161	
雑収入	433,536	
営業外収益合計		433,697
営業外費用合計		0
経常利益		△16,643,062
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		△16,643,062
法人税等		70,199
当期純利益		△16,713,261

# 販売費及び一般管理費明細書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社 Tadaku

(単位：円)

科 目	金 額	
給与手当	7,918,000	
通勤交通費	105,945	
法定福利費	1,061,280	
消耗品費	28,074	
賃借料（リース料）	1,715	
保険料	67,670	
租税公課	20,600	
支払報酬	168,000	
業務委託費	9,534,108	
旅費交通費	343,028	
通信費	1,589,958	
支払手数料	2,180,618	
広告宣伝費	2,513,521	
接待交際費	953	
会議費	23,071	
諸会費	74,000	
雑費	656,982	
販売費及び一般管理費合計		26,287,523

# 株主資本等変動計算書

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

株式会社 Tadaku

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,500,000	△211,827,556	△211,827,556	△208,327,556	△208,327,556
当期変動額					
当期純利益		△16,713,261	△16,713,261	△16,713,261	△16,713,261
当期変動額合計	0	△16,713,261	△16,713,261	△16,713,261	△16,713,261
当期末残高	3,500,000	△228,540,817	△228,540,817	△225,040,817	△225,040,817

# 個別注記表

自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社 Tadaki

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数  
普通株式 10,000株

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)  
の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 2,000株